

商品やサービス等の内容について、強調表示を行う一方で、打消し表示を明りょうに行わないことにより、消費者に実際のもの又は、競争事業者に係るものよりも著しく優良又は、有利であると誤認される場合には、不当表示となります。

強調表示とは

一般消費者に訴求するため、品質等の内容や価格等の取引条件を強調した表示

打消し表示

一般消費者からは予測できない事項であって、商品・サービス選択の重要な考慮要素となるものについての表示

強調表示を行う場合の望ましい表示

強調表示を行う場合には…

- 強調表示の内容について、例外条件、制約条件等がないかを十分に検討する必要があります。
- 打消し表示を行わずにすむように、強調表示の方法を工夫することが必要です。

やむを得ず、打消し表示を行う場合には、

- 強調表示に接近した箇所
 - 強調表示の文字の大きさとバランス
 - 消費者が手に取ってみる表示物の場合、最低でも8ポイント以上の文字
 - 十分な文字間余白、行間余白
 - 背景の色との対照性
- などの配慮が必要となります。

産地の表示



沖縄県産の紅芋を100%使ってお菓子を製造していますが、沖縄県産100%と表示しても問題ありませんか。



100%使用していることが事実であれば、表示しても問題はありません。なお、県産と別の産地を混ぜて使用している場合は、消費者が誤認しないように、県産紅芋がどれだけ使用されているかを明示する必要があります。

よくある質問②

プレミアム、特選、最上等の表示



Q₂ 商品パッケージに
「プレミアム」と表示しても
問題ありませんか。

A

景品表示法は、
特定の用語、文言の使用を
禁止するものではありません。
「プレミアム」は、
最上級を表す用語であるため、
ほかの類似の商品よりも
優れているという裏付けとなる
根拠が必要となります。

よくある質問③

「元気」の表示

Q₃ ○○を使用した健康食品に、
「からだ元気」と表示しても
問題ありませんか。

A

表示した内容について、
この健康食品を摂取したことによる
効果、効能の根拠が問われることが
あります。このような根拠となる
資料がない場合、又は、
客観性がない場合は、
不当表示となります。

※合理的な根拠がない効果・効能等の表示は、
優良誤認を招く不当表示とみなされます。(9p参照)